貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第六十三条第一項第三号」とあるのは「第百条の十の規定により読み替えて適用する同令第六十三条第一項第三号」と、第四十八条第一項第二号中「第十六条第一項第四号、第五号イ」とあるのは「第三十四条の九の三第一項第三号イ」と、「同条第一項第五号ロ」とあるのは「同条第一項第三号ロ」と、同項第三号中「次に」とあるのは「イに」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項第一号中「第十二条第三号イ及びロ」とあるのは「第三十条の十第二号イ及びロ」とする。

（法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第八十一条の十一　法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イに規定する要件として主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2　法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、一人以上の独立員外監事（前項に規定する要件を満たす監事をいう。第八十一条の十四第一項第四号において同じ。）を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（法第三十四条の九の四第一項第三号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第八十一条の十二　法第三十四条の九の四第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二　第八十一条の四第二号から第四号までに掲げる方策

（法第三十四条の九の四第二項第三号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第八十一条の十三　法第三十四条の九の四第二項第三号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二　第八十一条の四第二号から第四号までに掲げる方策

（法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画の提出）

第八十一条の十四　法第三十四条の九の四第四項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第七号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（当該特例協同組織金融機関における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）